

平成26年度

第10回いわき市教育委員会会議録

平成27年1月28日（水）

第 10 回 教 育 委 員 会 記 録

- 1 開会年月日 平成27年 1 月28日(水) 午後 1 時30分
- 2 開催場所 教育委員室
- 3 出席委員 教育委員長 馬 目 順 一
委員長職務代理者 蛭 田 優 子
委 員 山 本 もと子
委 員 根 本 紀太郎
教育長 吉 田 尚
- 4 欠席委員 な し
- 5 説明のために出席した者の氏名
教育部長 加 藤 和 夫
教育部次長兼総合調整担当 本 田 和 弘
学校教育推進室長 佐 川 秀 雄
いわき総合図書館長 清 水 卓 弥
美術館長 佐々木 吉 晴
教育政策課教育施設整備室長 猪 狩 孝 悟
生涯学習課長 高 田 悟
文化・スポーツ課 鈴 木 庄 寿
学校教育推進室学校教育課長 草 野 仁
学校教育推進室学校支援課長 本 田 宜 誉
総合教育センター所長 鈴 木 和 美
事務局統括主幹兼教育政策課長補佐 草 野 博 之
教育政策課主幹兼課長補佐 長谷川 政 宣
教育政策課教育施設整備室主幹兼室長補佐 永 井 浩 幸
生涯学習課長主幹兼課長補佐 國 井 紀 子
文化・スポーツ課長補佐 篠 原 美 紀
学校教育推進室学校教育課長補佐 太 則 子
学校教育推進室学校教育課管理主事 塚 本 英 樹
- 6 書 記 教育政策課主任主査兼総務係長 草 野 康 弘
- 7 閉 会 午後 2 時30分

会議の概要

委員長 ただいまから、平成 26 年度第 10 回いわき市教育委員会を開催いたします。欠席委員の通告は、ありません。書記には、主任主査兼総務係長を任命します。会期は本日限りとします。会議録への署名委員は、本日出席された委員のみなさまにお願いします。6 教育長の報告に移ります。教育長の報告(1) 公民館の組織見直しについて、生涯学習課長をお願いします。

生涯学習課長 別冊資料 1、「教育長の報告(1) 公民館の組織見直しについて」をご覧ください。

公民館のあり方の見直しにつきましては、新・いわき市総合計画の実施計画に位置づけられていることから、昨年度、教育委員会事務局内に「公民館のあり方プロジェクトチーム」を設置し検討を進め、今年度、公民館のあり方について取りまとめをしたところです。

協議においては、市長部局等から、行政計画としての公民館のあり方については、市全体の出先機関のあり方、老朽化した様々な公共施設の整備計画、あるいは中山間地の今後の町づくりなど、教育委員会のみならず、市全体の計画との整合を図りながら進めていくべきだという意見がありました。しかし、現在の公民館が必ずしも地域のニーズに応えることが出来ていない状況の中で、ソフト事業、あるいは組織的な見直しを進めていく必要があるという視点で、公民館のあり方を行政計画として検討する前に、教育委員会内部の方針として、公民館をこれからどのような形で進めるべきかを定めることといたしました。それが別途お配りしました「公民館運営指針」でございます。その内容を整理したものが、別冊資料 1 の 1 頁 概要版でございます。

課題としましては、時代の趨勢に伴う、学びに対する意識の変化や市民の生活様式が大きく変化していること、あるいは、本来、青少年が集まる場所であった公民館が、青少年の利用がなくなり高齢者等が利用する施設になってしまっていること、あるいは、様々なコミュニティが希薄化する中で、子どもたちが地域で健やかに育っていくための仲立ちに、公民館の役割があるのではないかとということで、公民館の目標を「ささえる」、「はぐくむ」、「いかす」、「むすぶ」の 4 項目に分けて整理しました。その中で公民館が具体的に取り組んでいく中身として大きく 2 つ、公民館事業の充実と組織体制の強化という 2 つの柱を掲げたところです。

はじめに、公民館事業の充実につきまして、1 つに、学校、家庭、地域が連携して、子どもたちがいきいきと学んでいくような学びの場を作っていく必要があるということ、2 つに、公民館に青年層や勤労世代がより集まってくるような魅力のある講座作りをしていく必要があるということ、3 つに、公民館を支えていく地域の方々の支援体制の強化やボランティア、市民講師の育成を図っていく必要があるということ、4 つに、地域の中軸として「ひとづくり」や「まちづくり」支援に向けた活動を行って

いくべきではないかということ、5つに、生涯学習プラザ、中央公民館、生涯学習課が、それぞれの役割分担について整理し、一体的な地域の教育力の強化に向けた取り組みをすべきなのではないかということ、以上ソフト的な展開について整理したところです。

組織体制の強化としましては、1つに、基幹公民館制度の見直しでございます。現在、連絡調整館と併せて、12支所の配置と連動した基幹公民館13館を指定しております。しかし、基幹公民館と連絡調整館の役割が重複しているということがかねて指摘されていたところです。そうした意味から連絡調整館の統括機能を一元化するという観点から、基幹公民館制度の廃止に向けた整理をすべきなのではないかというのが一つの視点でございます。2つに、公民館運営審議会につきまして、制度発足以来、人口や公民館の利用状況の推移、あるいは公民館運営審議会の構成委員の推移等により、形骸化していると指摘がある中で、きちんと整理した形で、より機能が発揮できるような組織として見直しを図っていく必要があるのではないかとこの視点でございます。

2頁をお開きください。1趣旨でございますが、公民館は地域で最も身近な行政機関として、地域の活性化や住民福祉の向上に向けて、さらに積極的な役割を果たしていくことが期待されております。また、子どもたちが明るく健やかに過ごしなが、生きる力を身につけていくことが出来る環境、地域の「まちづくり」の拠点、あるいは支所との連携により地域の情報を収集し発信していく機能をさらに高めていく、あるいは青年層や勤労世代が集う講座を開催したり、地域の人材を育成する、そのような機能をさらに強化していくことが、地域の中核として、公民館に求められる機能なのではないかということで、今回、公民館運営指針を取りまとめたものです。そういった公民館事業の展開をより円滑にしていくために、地区公民館の機能をさらに充実させていく必要があるのではないかとこの趣旨でございます。

はじめに、現行の基幹公民館制度につきましては、市内を6ブロックに区切り連絡調整館を配置して、その下に12支所と連動する形で基幹公民館を配置しております。しかし、これが組織的には二重構造になっているということで、平成28年度に向けて基幹公民館制度を廃止して、連絡調整館の下に、地区公民館を置くという体制に改めたいというのが方針でございます。

3頁をお開きください。上の図でございますが、現行では中央公民館の下に6つの連絡調整館がございます。その下に連絡公民館と重複している館もありますが、13の基幹公民館がございます。さらにその下に23の地区公民館がございます。この3層構造を下図のとおり、6つの連絡調整館と30の地区公民館に整理し、全体的な組織運営がより円滑に進むような体制に移行したいという考えでございます。

次に4頁をお開きください。公民館の職員体制についてでございます。本市におきましては、連絡調整館が6館、基幹公民館が13館、地区公民館が23館存在しております。地区公民館は、原則として職員定数が1人とされておりますが、1人では土日、

夜間の勤務が出来ないという状況であることから、この体制をフォローする形で、公民館独自の制度として、定数外の職員として週 3.5 日の非常勤公民館主事を配置しております。したがって、地区公民館につきましては、実質 1.5 人の体制となっております。しかし、この人員体制で2つの課題が顕在化しております。1つに、今後公民館の事業展開に求められている地域の広範なニーズに対応した事業の拡充、その他の業務を行うことがこの体制の中では困難であるということ、2つに、館長職に地域をよく知らない若手の職員が配置され、または短期間で異動してしまうという状況の中では、地域との継続的な関係が構築しにくい状況であり、やっとな地域が新しい公民館長に慣れたと思った頃に異動してしまう中では、公民館が地域から求められるニーズに十分に答えきれないという状況がありました。

この解消に向けては5頁をお開きください。見直しに当たっての視点でございますが、1つとして、人員体制の充実でございます。広範な地域のニーズに対応した事業の拡充、情報の収集や発信、まちづくり支援等、公民館に求められる機能の強化に対応しながら、通常業務の安定的な執行体制を確保するためには、現行の 1.5 人の体制ではそれに応じた事業の推進が困難ということで、現行の人員体制の強化を図るべきではないかということ、2つとして、公民館長につきましては、地域課題に即した学習や「まちづくり」に関するニーズに的確に対応することが求められております。そうした視点から、地域の現状に明るい、または地域の学校や人材とのネットワーク構築が可能であることの資質が求められていること、3つとして、地域との信頼関係の構築という視点から、公民館長になって1、2年で異動するのではなく、一定期間じっくり腰を据えて、地域づくり、地域の教育力の向上に関わっていく対応が求められていること、4つとして、人員体制の充実に伴う財政需要の増嵩はさげなければならないということで、嘱託職員や再任用職員等の活用など、多様な人材の活用を図っていく視点で取り組んでいく必要があるのではないかとということ、以上の4つの視点でございます。

課題解消の方向性として、こうした視点を受けて公民館の人員体制の強化を図るとともに、適切な行財政運営体制の確保の観点から、市アウトソーシング計画において、公民館の管理運営業務については、かねて嘱託職員や再任用職員の活用が位置付けられていることから、地区公民館につきましては、嘱託職員1人と常勤の臨時職員の実質2名以上の体制とする、そういった見直しが必要ではないかという考えでございます。

見直しの具体化に向けた検討でございますが、対象とする公民館は現在ある地区公民館 23 館と、先ほど説明した基幹公民館の廃止に伴い、地区公民館となる公民館 7 館を合わせて 30 館を対象として実施したい考えであります。

次に6頁をお開きください。組織見直しの手法でございますが、館長職を嘱託職員とし、現在週 3.5 日の非常勤公民館主事について、1人のところを2人体制とします。

2人体制とすることで、非常勤公民館主事が週7日間、常駐する体制を構築します。このことで、多様な学習ニーズに即した講座の実施、あるいは勤労世代や青少年を対象として、土日に行うような事業にも柔軟に対応できるような体制を構築いたします。非常勤公民館主事を2人体制とする理由ですが、1つとして、現状で公民館は第3日曜日が休館日となり、それ以外の土日、祝日に関しては通常開館しております。しかし職員がおりませんので、社会教育団体等が、預けた鍵を用いて自由に開け閉めして利用している中で、例えば冬場のストーブや厨房器具の消し忘れによる火災等の危険、あるいは今年に入って盗難事件が1件ありましたが、盗難等の危険にもさらされています。そうした意味でも、土日、祝日に職員がいることで、現在さらされている危険を回避できる面でも必要ではないかという視点があります。2つとして、土日の公民館事業の充実を図るべきという考え方でございます。現在、高齢者や子育て世代を中心に公民館を利用いただいておりますが、欠けているのは青年層、勤労世代の利用でございます。そうした方々にどのようにしたら公民館を利用していただけるかでございます。1つには、公民館事業の見直しということが必要でございます。青年層や勤労世代が公民館を利用しやすい曜日、時間での公民館事業を展開することが必要と考えております。そうした意味では、土日に公民館事業を充実するという視点から、土日も公民館に職員がいるという体制が必要ではないかということ、また、土日に公民館利用の申請に来た方に対して、これまでは一切応じることが出来なかったところを、土日の申請に応じることが出来る、そうした視点から市民サービス向上に有益と考えます。6頁下に勤務パターン例がございしますが、今の体制では、館長が月曜日から金曜日まで勤務し、非常勤公民館主事が①番に記載のように月曜日から水曜日まで勤務となり、木、金曜日は館長1人しかいないというのが今の体制でございます。ここに②番をつなげて、木曜日から日曜日までも非常勤公民館主事が勤務することで、非常勤公民館主事も併せて、月曜日から日曜日まで少なくとも職員1人がいて窓口での対応が出来る、あるいは公民館事業も展開できる体制を構築したいと考えております。

次に7頁をお開きください。公民館長の要件としましては、地域の現状をよく知っている方であること、地域の人材との積極的な交流が可能であること、あるいは長期間の対応が可能であること、以上3点を考えております。なお、館長の雇用形態につきましては嘱託職員としたい考えでございます。財政的効果でございますが、現状の正規職員1人、非常勤公民館主事1人に比べて、嘱託職員1名、非常勤公民館主事の2名の雇用とした場合、1館当たり300万円程度の人件費の圧縮効果が見込まれるところでございます。

次に、嘱託職員の雇用に向けた今後の対応でございますが、まず、平成26年度中にモデル公民館を3館選定し、地域の理解を求めながら、27年度から試行的にその3館で実施することとしたい考えでございます。場所については、広い地域で様々な課題を集約したいということで、平地区、小名浜地区、勿来地区の3地区で考えておりま

す。平成 27 年度のモデル的な取組みを踏まえて、平成 28 年度以降、段階的に全ての地区公民館 30 館を嘱託化する方向で検討を進めることとしております。順調に進めますと、平成 28 年度は 5 館、平成 29 年度は 10 館、平成 30 年度は 12 館と、ゆくゆくは全 30 館へ嘱託化を進めてまいりたい考えでおります。しかし、市の雇用計画や定員管理などの計画との整合を図っていかなければならないことから、年度ごと市長部局と協議しながら進めていく考えでございます。

次に 8 頁をお開きください。モデル館の選定につきましては、現在、館長職に 2 年以上在職しており、市の人事異動との整合が図れること、あるいは公民館に市民サービスセンター、窓口コーナーが設置され、館長が所長を兼務する公民館ではないこと、あるいは始めから中山間地域ではなくて、町部に近いなど、様々な層の住民が地域に居住しており、新たな取組みに対して理解が得られやすい公民館にしたいと考えております。モデル公民館の館長の人選につきましては、1 つに、社会教育の実践、公民館施設の運營業務について、一定の経験を有する人材であること、2 つに、公民館事業の充実だけではなく、土曜学習などの全市的な展開等を踏まえた地域、あるいは学校との連携が図れる方の配置が望ましいこと、3 つに、特定の地域だけではなく、広い視野で地域を俯瞰できる資質、多様な層の地域住民の納得を得られやすい人物であること、以上の観点から、現在、モデル館の館長につきましては人選をしているところでございます。

次に 9 頁をお開きください。実施に向けた流れでございます。嘱託化に関する意思決定につきましては、すでに市長の意思決定は得ております。その後、市議会の正副議長、文教経済常任委員会の正副委員長、及び各会派の説明、さらに社会教育委員、公民館運営審議会会長及び各附属機関への説明、さらに対象となる公民館の利用者、所管する公民館運営審議会への説明、また組合対応と、対議会、組合、地域とステップを一つ一つ進めながら、平成 27 年 4 月の実施に向けて事務を進めてまいりたいと考えております。説明は以上です。

委員長 ただいまの説明に対して、質問ございますか。

委員 嘱託の館長はどのような方を想定しておりますか。

生涯学習課長 嘱託館長の選定にあたりましては、各地区の連絡調整館長、支所長にも意見をいただきながら、どういった方々が望ましいか進めてまいりました。まず、地域に明るい方が必要という意見がございました。しかし、地域にあまり近すぎると地域の方々から受け入れられないこともあり、その地域との距離感が少し難しい所と考えております。例えば区長等からの人選というよりは、もう少し地域を俯瞰できる方ということで、例えば学校教職員 O B、市職員 O B で公民館館長などを務めた方、ある

いはこれまで社会教育関係団体などで地域の中心となって市民に接してきた経験がある方、そういった意味での地域から信頼性がある方の中から人選を進めて、地域の理解を求めていきたいと考えております。

委員 私も公民館を訪問した際に、人員体制の強化の必要性について感じました。しかし職員を増やすことにより、市の財政を圧迫することは出来ないということで、今回の提案で公民館の改革に一步前進出来て良かったと感じています。

質問ですが、嘱託館長の雇用形態は通常の嘱託職員ですか、それとも非常勤ですか。

生涯学習課長 通常の嘱託職員です。

委員 わかりました。館長の要件で5年程度の継続的な就労が可能である者とありますが、その条件に合う方が見つければいいなと思っています。学校の人事では1、2年で異動することはありませんが、やはり公民館長が2年程度で異動してしまうと、どうしても地域との連携が難しいところがあります。そういう点からもこの考えはいいと思います。そして職員がいない曜日を無くし、青年層や勤労世代を取込んで活用し他に活かす、そういうことも考えて組織見直しに取り組んでいただいた点が良かったと思います。ぜひ、嘱託館長には研修の場を与えていただき、3館の相互連携を取合いながらスタートできると成果が上がっていくのではないかと期待しております。

委員長 嘱託化を実施するモデル館3館では長期の契約を結ぶのでしょうか。

生涯学習課長 嘱託職員の場合は、雇用期間は通常1年でございます。しかし、市としまして運用上、最長5年間雇用延長できる形になっており、労働契約法との兼ね合いの中で、そういった内規的な運用を図っているところでございます。同じ嘱託職員でございますので1年間ごとの雇用形態になりますが、最長で5年間勤務していただくことで、出来るだけ公民館の専門家を作っていきたいということが狙いでございます。

委員 組織の見直しについて異論はございませんので、進めていただきたいと思っています。公民館運営についてですが、受験勉強をする場所で、学生がどこに行ったらいいのか分からないことがあると伺っておりますので、受け入れていただける場所があるといいのかなと思います。

生涯学習課長 学生の勉強の場としての公民館の利用となりますと、制度的に難しいところがございます。社会教育施設でありますので、個人的な勉強、あるいは仕事のために部屋を貸すという柔軟な対応が難しいところがございます。中央公民館にはロビー

がありますので、そこでパソコンを開いたり、あるいは勉強や仕事をしたりという姿を見かけますが、公民館の部屋を個人的に貸し出すというのは制度的に難しいことから、生涯学習プラザや図書館などを極力利用していただきたいと考えております。公民館の利用に関しましては、社会教育関係団体等の利用が多い現状でございます。しかし、子どもたち、あるいは若者の居場所作りというのが、公民館の大きな使命の一つでありますので、今後、様々な要望等があった場合には、それを集約しながら何か出来ることはないか検討してまいりたいと思います。

委員長 その他ございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長 なければ次に移らせていただきます。

7 議事に入ります。議案第1号 いわき市公立学校の通学区域に関する規則の改正について、学校教育課長をお願いします。

学校教育課長 資料2頁をお開きください。議案第1号 いわき市公立学校の通学区域に関する規則の改正について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第1項の規定に基づき、いわき市公立学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則を次のとおり制定する。平成27年1月28日提出、いわき市教育委員会教育長。

三和地区の学校再編の経過につきましては、これまでも説明してまいりましたが、平成26年10月22日に開催された期成同盟会総会及び三和町区長会におきまして、沢渡小学校と三和中学校を、三和地区全体の学校と位置づける三和地区学校のあり方の基本的な方向性について合意が得られましたことから、平成27年度からの沢渡小学校の学区は、沢渡小学校に三阪小学校、差塩小学校、永戸小学校、永井小学校を、三和中学校の学区は、三和中学校に三阪中学校、差塩中学校、永井中学校の通学区域を統合した区域に改正することを「いわき市公立学校通学区域審議会」に諮問したところ、平成26年12月16日にこれらの内容が適当であると答申をいただいたところであります。この答申を踏まえまして、該当する公立学校の通学区域について、所要の改正を行うものであります。

改正内容につきましては、4頁、5頁の別表1と2でございます。沢渡小学校の学区を三和町渡戸、三和町中寺、三和町下市萱及び三和町上市萱、三和町上三坂、三和町中三坂、三和町下三坂、三和町差塩、三和町合戸（字成沢を除く。）、三和町上永井及び三和町下永井の区域に改め、三和中学校の学区についても沢渡小学校の通学区域に改めるものでございます。説明は以上です。

委員長 ただいまの説明に対して、質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 なければ、議案第1号については原案の通り可決してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 議案第1号については原案のとおり可決いたします。次に移ります。

議案第2号 いわき市公立学校公印規程の改正について、学校教育課長お願いします。

学校教育課長 資料8頁をお開きください。議案第2号 いわき市公立学校公印規程の改正について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第1項の規程に基づき、いわき市公立学校公印規程の一部を改正する訓令を次のとおり制定する、平成27年1月28日提出。いわき市教育委員会教育長。

三和地区の学校再編に伴いまして、平成27年3月31日をもって、いわき市立三阪小学校外6校を用途廃止することから、公立学校の公印番号および個数について定めております「いわき市公立学校公印規程」について、所要の改正を行うものでございます。

内容としましては、資料11頁をお開きください。別表第1、庁印と職印の公印番号および個数について、小学校に関しましては71が67に、中学校に関しましては42を39に改めるものです。説明は以上です。

委員長 ただいまの説明に対して、質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 なければ、議案第2号については原案の通り可決してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 議案第2号については原案のとおり可決いたします。次に移ります。8その他に入ります。その他(1)平成27年成人式の実施結果について、生涯学習課長お願いします。

生涯学習課長 資料12頁をお開きください。平成27年成人式の実施結果でございます。

平成 27 年成人式につきましては、平成 27 年 1 月 11 日の日曜日、午前 11 時 30 分から実施いたしました。なお、勿来地区においては 30 分遅らせて正午から実施したところでございます。市内 13 地区の会場で実施いたしまして、新成人 3,754 人に対しまして出席者が 2,953 名、出席率は 78.66%ということで、昨年より 4%伸びておりますが、例年並みの出席率でございました。平地区では前方にペットボトルを転がしたり、小名浜地区では一部の成人が勝手に壇上に上がり挨拶を始めるなど、一部予定にない状況は生じましたが、大きな混乱はなく無事終了いたしました。来年以降の開催につきましては、改めてワーキングチーム等を立ち上げて、実際、成人が「多い」「少ない」、そういうところでどういった形で実施するのかなどを検討しながら繋げてまいりたいと考えております。説明は以上です。

委員長 ただいまの説明に対して、質問ございますか。

委員 平地区会場の看板に記念行事名が書かれており、最初「成人ウォッチ」とあったので、「妖怪ウォッチ」かと思いながら見ていたら、その後に「いつまでも子どもじゃダメよ～ダメダメ」と書かれており、今の若い人達はどう反応したのかなと思っていました。

生涯学習課長 各地区 13 会場に関しましては、一極集中してやるということよりは、各地域の主体性にまかせるということで、各地区の実施公民館を中心として、今年の成人も含む実行委員会において運営していただいております。全体としては式典の後に恩師との交流などが用意されております。そうした中で、記念行事名を平地区では「成人ウォッチ いつまでも子どもじゃダメよ～ダメダメ」、勿来地区では「未来への旅立ち～僕たちの手で切り拓こう～」、好間地区では「I♡ YOSHIMA ～ありのままの成人式～」と、それぞれその地域の個性が表れた行事名、内容となりました。そういった内容だからこそ、新成人が気軽に参加しやすい成人式に仕上がっていると考えています。

委員長 その他ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 なければ次に進みます。その他(2)平成 27 年度いわき市奨学資金奨学生募集について、学校教育課長お願いします。

学校教育課長 資料 13 頁をお開きください。平成 27 年度いわき市奨学資金奨学生募集に

ついてでございます。

奨学資金の貸与であります。能力があるにも関わらず経済的理由により修学困難と認められるものに対し、奨学資金を貸与し、教育の機会均等に資するものでございます。応募資格でございますが、高等学校と高専、大学又は専修学校に在学し、品行が正しく、学業成績が優秀であること、市内に引続き1年以上住所を有すること、経済的理由により修学が困難と認められること、他団体から奨学金の貸与又は給与を受けていないことでございます。募集人数及び貸与額につきましては、高等学校等2名程度、月額20,000円、高等専門学校2名程度、月額29,000円、大学等18名程度、月額40,000円でございます。募集期間につきましては、平成27年2月16日から3月31日まで、申込書につきましては市内の各高等学校、高専、短大、大学や各支所、市民サービスセンター、公民館等に送付いたします。さらに広報いわき、ホームページ、報道機関の投げ込み、街なか情報発信施設、多目的大型表示盤により広報いたします。採用の決定につきましては、平成27年4月開催予定のいわき市奨学生選考委員会において採用が決定されます。説明は以上です。

委員長 ただいまの説明に対して、質問ございますか。

委員 この奨学資金は貸与ですが、なんとか給与型の奨学資金を作っていたらと思えます。

学校教育課長 貸与人数につきまして、平成25年度は18名、今年度は13名と少なくなっております。震災後、様々な就学のための支援、高等学校につきましては授業料の実質無料化、平成26年度からは低所得者層の就学支援金制度もあり、様々な要件から希望者が減少している状況も踏まえまして、他市に照会をかけて調査、研究していくところでございます。

委員長 その他ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 なければ次に進みます。その他(3)各種事業の開催について、生涯学習課長お願いします。

生涯学習課長 別冊資料2の1頁をお開きください。第3回図書館くらしのセミナー「食品の安全と放射線量」の開催についてでございます。いわき総合図書館では、市民のより豊かなくらしの実現と図書館資料への関心を高めるため、経済や社会問題、健康

等暮しに役立つ内容をテーマにした「図書館くらしのセミナー」を開催しているところであり、今回が3回目の開催でございます。内容につきましては、平成23年3月11日に発生した東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故から4年が経過しようとしております。そのような中で、放射能や放射線に不安等を抱えている方がまだ多い状況でございます。こういった方々の悩みを解消できるよう、専門的な観点から正しい知識を学ぶ機会を作るものです。日時につきましては、平成27年2月28日の土曜日、13時30分～15時まで、会場はいわき総合図書館4階 学習室でございます。講師としまして、いわき市放射線量低減アドバイザーの星蔦雄様をお願いしております。定員は40名で参加費は無料でございます。募集開始は2月1日から、各図書館のカウンター、いわき総合図書館に関しましては、電話の申し込みも可能としております。説明は以上です。

文化・スポーツ課長 続きまして3頁をお開きください。いわき市暮らしの伝承郷特別展「和布細工展Ⅲ」の開催についてでございます。中央台地区の檜葉町仮設住宅では、高原あかねさんが中心となり、被災者の心の復興支援の一環として和布細工を始めております。和布細工とは、利用されなくなった和服の生地を、小物などの製作に再利用するもので、市内はもとより、県内各地の仮設住宅や県外に避難されている方々にまで広がっている状況でございます。このようなことから、暮らしの伝承郷におきましては、復興への強い願いを込め自ら作った作品を通じて、「つどい」や「絆」の輪が広がり、来場者の皆様の創作意欲や生き甲斐へとつなげることを目的に、復興支援の一環として、東日本大震災で被災された避難中の方々と連携・協働し、和布細工作品展を開催するものです。開催期間は平成27年2月7日～3月9日まで、3「会場」から7「開催期間中の催し」までにつきましては、記載の通りです。4頁にチラシがございますので、ご参照ください。説明は以上です。

委員長 ただいまの説明に対して、質問ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 なければ次に進みます。その他(4)次回教育委員会の開催について、教育政策課主幹兼課長補佐をお願いします。

教育政策課主幹兼課長補佐 次回の教育委員会の開催は2月10日火曜日、午前9時からとなっております。

委員長 その他ございますか。

学校支援課長 寄贈の件でご報告させていただきます。別紙をご覧ください。シャワートイレの寄贈がございましたので報告させていただきます。平成 27 年 1 月 20 日、大阪府に本社がございます若林設備工業株式会社から、被災地支援として学校施設の環境改善を図るために、シャワートイレ 180 セットを寄贈いただきました。当日は、大阪から若林代表取締役社長と平野博文衆議院議員においでいただいております。若林設備工業株式会社は、大阪で空調設備、給排水設備を営んでいる会社でございますが、平野衆議院議員が以前文部科学大臣をやられていた際に、いわき市に被災状況の視察に来られまして、その時の状況を見て、平野衆議院議員の地元の若林代表取締役社長にご紹介いただいて、今回、シャワートイレを寄贈いただいたものでございます。今回、寄贈いただきましたトイレは、いわゆる温水便座の部分と下の便器の部分合わせた 180 セットでございます。寄贈を受けた様式トイレにつきましては、平成 27 年度に、洋式化率の全体の底上げを図ることから、洋式化率が低い小学校 22 校に 94 セット、中学校 16 校に 86 セットを配備し洋式化に改修してまいりたいと考えております。なお、今回の整備によりまして、トイレの洋式化の割合が、小学校で現在の 27.7 パーセントから 31.0 パーセント、中学校で 22.5 パーセントから 28.7 パーセントに増加する見込みでございます。説明は以上です。

委員長 ただいまの説明に質問ございますか。

委員長 福島県全体から見ると、いわき市の洋式化率はどうなっているのでしょうか。

学校支援課長 学校トイレの洋式化については特に統計を取るものではございませんので、県内でどの程度なっているかという資料はございません。しかし、国の統計では、一般家庭の割合では 90 パーセントになっているというものも公表されておりますので、実際に子どもたちが洋式トイレを使う頻度は相当高くなっていると考えております。

委員 現在、各学校に洋式トイレは必ずあるのでしょうか。

学校支援課長 現時点では、最も洋式化の低い中学校でも、3.8 パーセントということで、洋式化率は少ないですが 1 ヶ所以上はございます。小学校においては、最も低い学校で 7.1 パーセントでございます。これはトイレのブースの総数に対しまして、洋式トイレが何個あるかで割り出しておりますが、今回改修いたしますと、最も低い学校でも 21 パーセント以上になることから、いわゆる各フロアのトイレに 1 つずつ作るような形に改修することとなっております。

委員長 以上で平成 26 年度第 10 回教育委員会を閉会いたします。